

セグメント情報の開示について

● セグメント情報の開示に関するルール

<「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書より抜粋>

第40 セグメント情報の開示

- 1 国立大学法人等における開示すべきセグメント情報は、当該法人の業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。
- 2 開示すべき情報は、業務収益、業務損益及び当該セグメントに属する総資産額とする。
(注36)

<注36> セグメント情報の開示について

- 1 国立大学法人等は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。
- 2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。
- 3 セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、各国立大学法人等において個々に定めていくこととする。ただし、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報については、全ての国立大学法人等において共通に開示する必要がある。

● 共通に開示する「一定のセグメント」情報について

- これまでは、一定の独立性を有する
 - ✓ 附属病院
 - ✓ 附属学校
 - ✓ 共同利用・共同研究拠点（大学の枠を越えて大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同で利用したり、共同研究を行う拠点として文部科学大臣の認定を受けた拠点）
 - ✓ 出資事業（VCを通じた投資事業・現在は4法人のみ）のみを実務指針 Q40-1 において共通的な開示区分としており、それ以外は各法人による自主開示としてきたところ。
- 現在、教育研究の主体となる学部・大学院などのより詳細なセグメント情報の積極開示が進みつつあるが、運営費交付金と学生納付金を一体的に業務運営に充てている大学セグメントにおいては、その内訳情報として学部・大学院などのセグメント情報を開示した際に、各大学の予算管理方法や計上の考え方によって、大学間で差異が生じているため、基本的な考え方を示す必要があると考えられる。

● 開示情報に関する課題について

(1) 開示区分について

昨今の社会情勢等を踏まえて、国立大学法人の財務報告にはどういったセグメント情報が必要かを改めて検討する必要がある。今後、国立大学法人の財務報告の在り方を検討するなかで、併せて検討することとしたい。(各大学が用いている「法人共通」の範囲についても検討)

(2) 計上方法について

前述したとおり、積極的に自主開示を行う法人が増えているため、以下の現状の課題について、早急に対応を検討することとしたい。

➤ 業務収益の配賦方法について

- ✓ 国立大学法人の業務収益は、運営費交付金が占める割合が高く、収益の配賦方法によって、各セグメントの損益が大きく異なってくる。
- ✓ 特に、運営費交付金と学生納付金は一体的な運営財源として使用している法人が多く、学生納付金収益を
 - ・ 獲得したセグメント
 - ・ 使用したセグメントのどちらの方法で計上するかによって、各セグメントの業務損益が異なってくる。

※ 国立大学の授業料・・・教育を受ける対価の一部

- ✓ また、運営費交付金収益の計上方法についても、
 - ・ 運営費交付金の執行実績を計上
 - ・ 運営費交付金及び学生納付金の執行実績合計－学生納付金収益（運営費交付金による差額補填）のいずれかの方法で計上する法人が多いが、どちらの方法で計上するかによって、各セグメントの業務損益が異なってくる。

よって、これらの収益の適切な開示方法を検討する必要がある。

➤ 業務費用の配賦方法について

- ✓ セグメント間を跨る人件費（複数セグメントの授業を担当する教員など）について、本来であれば、勤務エフォート等により按分計上することが望ましいと考えられるが、教員は裁量労働制（分母の時間数が把握できない）のため、勤務実態の把握が困難なため、所属するセグメントに一括計上している法人が多い。（附属病院を除く）
- ✓ 各法人からは、教員の勤務実態を調査して按分計上するのは相当のコストを要するため現実的ではないとの意見が多く、

- ・ 引き続き所属するセグメントに一括計上
- ・ 簡便で合理的な算定方法

のいずれかの方法を検討して欲しいとの意見であった。

- ✓ また、昨今では教育組織（学部等）と教員組織（学系・学域など）を分離する法人が増えており、同じ学部であっても大学間で異なる組織となっている場合があることにも留意が必要。
- ✓ さらに、セグメント間を跨る物件費（光熱水費や建物維持管理費など）についても、使用実態に応じて区分して計上している法人と主たるセグメントに一括計上している法人があった。

よって、これらの費用の適切な開示方法を検討する必要がある。

【参考】

＜「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針より＞

Q 4 0 – 1 「一定のセグメント情報」とは具体的に何を示すのか。その開示は具体的にどうするか。

A

1 セグメント情報は、基本的な財務諸表では得られない損益や資産に関する事業の内訳について補足的情報を提供することによって、財務諸表の利用者に有用な情報を提供することを目的として作成するものである。国立大学法人等においては、各法人間における比較可能性の確保の観点から、「一定のセグメント情報」については共通に開示する必要があるものとされている。

2 国立大学法人に共通に開示すべきセグメント区分としては、学部、研究科、附属病院、附属学校等が考えられるところであるが、学内の資源配分（予算・人員配置・資産等）の可視化を促進する観点から少なくとも下記を有する全ての国立大学法人において「一定のセグメント情報」として共通に開示する取扱いとする。

(1) 附属病院

(2) 共同利用・共同研究拠点

(3) 附属学校

(4) 産業競争力強化法第 2 1 条の規定に基づき国立大学法人等が行う出資事業等

なお、附属病院、共同利用・共同研究拠点は、各拠点ごとに開示する必要があるが、附属学校は、複数の学校がある場合、それらを一括して「附属学校セグメント」とすることも差し支えない。

3 また、大学共同利用機関法人においては、法人化に際して研究所を統合して機構となった経緯及び個々の研究所が研究活動の基礎として情報開示を行う単位として適当であると考えられることから、各法人を構成する研究所単位でセグメント情報を開示する取扱いとする。

4 「一定のセグメント情報」に加えて、その他のセグメント区分を設定し開示することは妨げられるものではない。むしろ、注解 3 6 第 1 項の「国立大学法人等は、…企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。」の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメント区分を設定し、積極的に開示していく必要がある。

5 セグメント情報を開示する場合は、当該セグメントにおいて行われる一切の活動に係る損益及び帰属資産について表示することとする。ただし、社会通念上、当該セグメントに当然にあるべき施設以外の施設がある場合には、合理的な基準により当該施設に係るものを除外する等、当該セグメントにおける活動の実態を開示するため実情に即した補正を行う必要がある。

6 特に、附属病院に係るセグメント情報を開示する場合、附属病院の業務範囲としては、診療業務、診療業務を基礎として行われる教育業務、臨床試験（治験）、病理部やプロジェクト研究等の附属病院において実施することが組織として意思決定され、組織又はプロジェクトとして実施される研究業務及び附属病院における管理業務を対象とする。なお、学内予算が附属病院以外に計上されていても、附属病院セグメントの業務に要する経費などは対象となる。

(後 略)